

A

石川県の都市計画に関する
基本的な方針



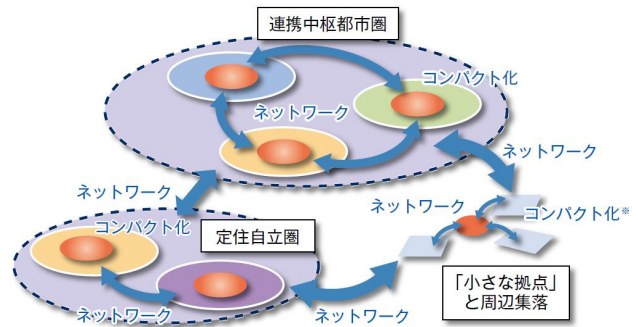
A 石川県の都市計画に関する基本的な方針

1. 広域的な位置付け

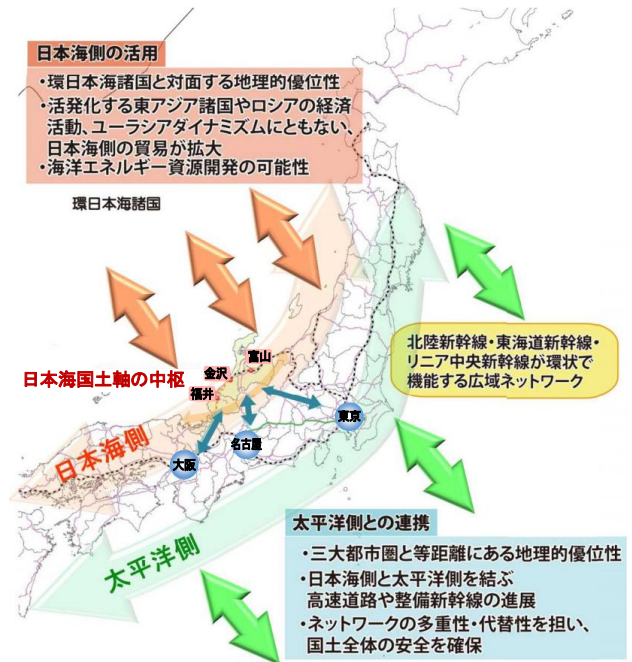
我が国の国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画である「国土形成計画（全国計画）（平成27年8月、国土交通省）」では、「対流促進型国土形成」を目指すとともに、そのための国土構造、地域構造のあり方として重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」を掲げている。

さらに、石川県を含む北陸圏の将来像を示す「北陸圏広域地方計画（平成28年3月、国土交通省）」では、「日本海国土軸の中核圏域」として、厳しくも豊かで多様な自然、魅力ある都市と農山漁村及び活力ある産業が共生した、圏域内の連携と国内外との対流・交流により我が国の持続的な発展を先導する圏域と位置付けられている。

石川県都市計画マスタープランでは、こうした石川県の広域的な位置付けや行政のブロックを越えた広域的な地域連携における役割を踏まえ、石川県長期構想が目指す「個性、交流、安心のふるさとづくり」の実現に向け、都市計画を含めた総合的なまちづくりを進める。



※集落地域においては居住機能の集約までを本来的な目的とはしない
重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」
(出典：新たな国土形成計画（全国計画）（国土交通省）)



北陸圏が目指す2つの将来像
(日本海・太平洋2面活用型国土形成)
(出典：北陸圏広域地方計画（国土交通省）)

2. 都市計画の目標

石川県では、都市計画の理念を

“個性、交流、安心を実現する地域主体の持続可能なまちづくり”

と定めて、以下の5つの都市計画の目標に沿ったまちづくりを推進する。

都市計画の目標1 持続可能でにぎわいある集約型のまちづくり

都市の規模や道路や港湾、鉄道などといった交通基盤、地形・地物などの特性に応じて効率的かつ機能的に都市機能を集積し、地域コミュニティやまちなかのにぎわいを創出するとともに、公共交通を軸として居住を誘導することにより、持続可能な集約型のまちづくりを推進する。

都市計画の目標2 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

既成市街地の総合的な防災力の向上や適切な都市基盤の整備と維持管理・更新など、より一層の防災・減災対策の推進により、強くしなやかなまちづくりを目指すとともに、地域コミュニティの維持・活性化により、住民が安全に安心して、快適に暮らせる居住環境の創出を図る。

都市計画の目標3 活力ある地域拠点の充実と交流のまちづくり

北陸新幹線開業を機に、人とモノの交流を一層盛んにするため、幹線道路網の整備を図るとともに、日本海側の拠点港化に向けた金沢港のクルーズ・貨物の両面からの整備、小松空港のさらなる国際化など、地域の強みを活かした都市の交流拠点や産業拠点などの充実を図り、南北に長い県土において、陸・海・空の多様な都市間ネットワークを活用した広域連携によるまちづくりを推進する。

都市計画の目標4 個性ある景観と豊かで多様な自然を活かしたまちづくり

石川県特有の歴史的・文化的な都市景観の創出や里山里海景観の保全を図るとともに、白山ろくや能登・加賀の海岸線などに代表される多様な自然環境、にぎわい・交流の場となる公園緑地などを保全・活用し、人と自然が共生したまちづくりを推進する。

都市計画の目標5 地域主体のまちづくり

住民や企業・NPOなどの多様な主体による自主的なまちづくり活動を促すとともに、地域の環境や価値の向上に寄与する活動を多面的に支援する。

3. 目標の実現に向けたまちづくりの10の方策

石川県には、美しい里山里海や城下町として育まれた歴史や文化など、優れた資源が豊富にある。これらの特性に加えて、人口減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、国際化の進展、ICT（情報通信技術）の急速な進化、多様な主体の連携と協働などの都市をとりまく環境の変化に対応するため、『まちづくりの10の方策』を定める。

1 地域の特性に応じた集約型のまちづくり

人口減少社会に対応するため無秩序な市街地拡大を抑制し、計画的で持続可能な集約型市街地の構築を進めるとともに、まちなかや地域の拠点における都市機能・居住機能の維持・向上を図る。



鉄道駅周辺の都市機能や居住機能の集積

2 人と環境にやさしい総合的な交通体系の構築

歩いて暮らせるまちづくりの軸となる公共交通の利便性向上や利用促進を進めるとともに、歩行者・自転車利用者にやさしいみちづくりを推進する。



金沢駅西広場の再整備

3 災害に強くしなやかなまちづくりの推進

地震・津波、風水害・雪害及び大規模火災等といった災害から生命・生活を守るため、防災・減災対策を進めるとともに、既成市街地における建物の不燃化や避難地の確保、緊急輸送道路の無電柱化等による市街地の防災力の向上、加えて橋梁や上下水道の耐震化、リダンダンシー（多重性）の確保など、様々な災害に柔軟に対応できる強くしなやかなまちづくりを推進する。



台風被害による電柱倒壊状況

4 移住・定住の促進に向けた快適な居住環境の充実

多様な居住ニーズに対応した住環境の維持・充実を進めるとともに、空き家の適正な管理と利活用の促進を図る。



多様な居住ニーズに対応した住環境の創出

5 地域の強みを活かした拠点の強化

都市機能を活用した産業・交流拠点の強化を図るとともに、多様な地域の強み(ものづくり産業の集積、伝統工芸などの地域資源、充実した医療環境など)を活かした産業振興を推進する。



産学官の連携による産業の集積

6 産業や交流を支える広域ネットワークの形成

鉄道・港湾・空港のさらなる連携強化を図るとともに、「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想に基づく幹線道路ネットワークの整備・充実により、円滑な自動車交通の確保と地域活性化を支援するみちづくりを推進する。



港湾整備による産業拠点の創出



「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想

7 個性と魅力ある景観の保全・創出

歴史的な街並みなどの多様な景観資源を保全・創出するとともに、魅力ある景観・観光資源を活かしたまちづくりを推進する。



歴史的な街並みの景観

8 豊かで多様な自然環境との共生・保全

白山ろくや能登の里山里海などの豊かで多様な自然環境、にぎわい・交流の場となる公園緑地、都市農地などの保全と利活用を進める。



能登の里山里海

9 官民連携など多様な主体の連携

地域と一体となったまちづくりを推進するとともに、地域住民や企業と連携した沿道や水辺環境の向上を図る。



官民協働のまちづくり

(出典：協働のまちチャレンジ事業（金沢市）)

10 地域主体の活動を支える仕組みの充実

NPOやボランティアなどの地域活動を支える組織や人材の育成及び支援を進める。



街並み・まちづくりシンポジウム

4. 主要な都市計画の方針

序) 広域都市計画の方針

広域的な視点で計画的な都市機能の強化を図るため、南北に細長く伸びる石川県の地形的特徴を踏まえて、各圏域の特性を活かしたまちづくりを進める。

市町村合併や一体的な生活圏など地域の実情に応じて、これまで都市計画区域の統合・再編を行ってきたが、今後も引き続き社会情勢の変化や日常生活圏の形成状況などを踏まえ、適切な都市計画区域の指定のあり方を検討する。また、都市計画区域外において、用途の混在や無秩序な開発などがみられる地域や良好な自然環境の保全などを進める必要が高い地域などでは、地域の実情に応じて都市計画区域の指定・拡大や準都市計画区域などの指定を検討する。

持続可能な集約型のまちづくりを推進するため、適切な土地利用の規制・誘導により、無秩序な市街地の拡大を抑制する。また、広域的な観点から隣接する市町との整合性に配慮し、地域特性を踏まえた土地利用の規制と立地適正化計画などに基づく居住誘導施策の一体的な運用を推進する。

地震・津波、風水害・雪害、土砂災害及び大規模火災等といった災害リスクの低減に向け、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

(1) 土地利用の方針

都市機能が集積している各地域の広域拠点をはじめ、地域連携の拠点となる地域拠点やその他の生活拠点、産業拠点へのさらなる都市機能や居住機能の集約を進めるとともに、空き家や空きビルなどの既存ストックの有効活用や拠点の機能強化を図る。

(2) 都市施設の方針

広域結節拠点の小松空港・のと里山空港及び金沢港・七尾港などの空港・港湾や北陸新幹線などの鉄道、「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想(平成28年3月・石川県)に基づく幹線道路ネットワークの整備・充実に取り組む。また、公共交通の利便性向上及び利用促進を図るとともに、歩行者や自転車利用者にやさしい交通環境の形成を図る。

生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、適切な規模の下水道事業や、県土の骨格をなす河川の治水対策などを推進する。

人口減少を踏まえた計画的な施設の配置や規模などの検討、社会資本の適切な維持管理・更新による施設の長寿命化を推進する。

(3) 市街地開発事業などの方針

快適で安心して暮らせるように、広域拠点都市などにおけるまちなかの再生・活性化、既成市街地などにおける居住環境の改善及び未整備都市施設の整備促進を計画的に行う。

(4) 自然的環境の整備又は保全の方針

白山ろくや能登の里山里海などに代表される多様な自然を保全・活用する。
 県民の運動・レクリエーションや災害時の避難地となる都市公園の整備・機能向上とともに、河川・海岸などの水辺空間を保全・再生・創出し、ネットワーク化を図る。

(5) 景観形成の方針

歴史的街並みや自然景観などの地域特性を活かした魅力ある景観形成を図るため、計画的な建築物などの規制・誘導を推進する。

(6) 地域主体のまちづくりの方針

住民や企業・NPOなどの多様な主体による地域の課題解決に向け、自主的・自立的なまちづくり活動を進めるとともに、各種活動への多面的できめ細やかな支援や官民連携によるまちづくり活動を推進する。

1) 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

① 主要用途の配置の方針

都市計画区域内の全ての市町においては、産業の高度化やライフスタイルの変化などを踏まえつつ、用途地域を適正に配置することを基本とする。これにより、魅力を持った多様な商業・業務施設の集積や、充実した道路ネットワークや豊富な水資源などを活かした工業・流通業務の集積による活力ある産業拠点の形成とともに、職住が近接した利便性の高い地域や自然と調和したゆとりある地域などの地域特性に応じた快適な居住環境の充実を図る。

また、各種災害リスクを踏まえ、より安全な地域へ居住の誘導を図る。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

人口減少社会に対応した持続可能な集約型のまちづくりを推進するため、郊外への無秩序な開発を抑制するとともに、中心市街地への都市機能の集積と公共交通ネットワークの連携により、中心市街地などの拠点性の向上や地域特性に応じた適正な密度の市街地整備を図る。

③ 市街地における住宅整備の方針

人口減少や少子高齢化に対応しながら、地球環境に配慮した住宅整備を促進するため、中心市街地の活性化に資するまちなか居住の推進や過疎化の進む地方部における地域振興と連携した住宅供給を促進するとともに、良好な街並み形成と省エネ化や高耐久化が図られた環境にやさしい住宅整備を図る。

④ 市街地における居住環境の改善に関する方針

特に配慮すべき問題などを有している市街地においては、まちなかのにぎわいを取り戻し、住民が安全に安心して暮らせるように、中心市街地における低未利用地の活用や老朽ビルの再生、木造密集市街地における居住環境の改善、空き家の適正な維持管理と有効活用により、良好な居住環境の維持・創出及び安全な市街地の形成を図る。

⑤ 市街化調整区域及び用途地域が定められていない地域の土地利用の方針

市街化調整区域及び用途地域が定められていない既存集落などにおいては、良好な環境の維持や適正な土地利用が図られるように、田園環境や自然環境などの保全及び無秩序な開発の防止とともに、既存集落の活力維持や建築物の適正規模への誘導を行う。また、災害リスクの高い地域においては市街化を抑制する。

(2) 土地利用の主要な方針

① 主要用途の配置の方針

●商業・業務施設が多く立地する地域における商業地の配置

商業系用途地域は、駅周辺などの主要な交通結節点やまちなかの商業業務施設が集中している地域のほか、温泉街などに配置し、多様な都市機能の集積と複合化とともに、まちなか居住の推進により、利便性が高くにぎわいのある地域拠点を創出する。

日用品などを提供する店舗が集積している地域や沿道サービス系の施設が立地する幹線道路においては、中心市街地などの拠点との役割を分担しながら、商業系用途地域を基本として配置し、地域のにぎわいの創出を図る。

大規模集客施設の立地などの広域的な影響を及ぼす土地利用に関わる都市計画については、広域的課題を調整し、適切な立地誘導を図る。



まちなかの商業地
(れんが花道通り<小松市>)

●工業・流通業務の集積する地域における工業地の配置

工業系用途地域は、港湾周辺や既に工業施設が集積している地域に配置し、住宅の混在を防止し、工業に特化した土地利用を図り、工業の利便を増進する。

空港やインターチェンジ周辺などの交通利便性の高い地域では、本県の強みであるものづくり産業のさらなる集積を図るとともに、ニッチトップ企業の育成や次世代産業の創造などを進める。

また、既成市街地で工業施設と住宅が近接又は混在する地域では、環境に配慮した土地利用の規制・誘導やまちづくりのルールづくりなどにより、工場と住宅との共存及び地域活力を維持する。



インターチェンジ周辺の工業地
(新北部工業団地<白山市>)

●良好な居住環境を形成する地域における住宅地の配置

住居系用途地域では、日常的な利便を確保するため、店舗・業務施設の立地を許容しつつ、公共交通機関の活用や、住宅・福祉施設も含めた生活基盤の整備による良好な居住環境の形成などに配慮する。

良好な居住環境を形成する地域や郊外の市街地では、住居の専用性を高めるとともに、周辺の自然環境との調和や騒音などに配慮した配置を行うことで、良好な居住環境を保全する。

また、地震・津波、風水害・雪害、土砂災害及び大規模火災等の災害に備え、災害に強く安全なまちとなるよう、災害リスクの低い地域に居住を誘導する。



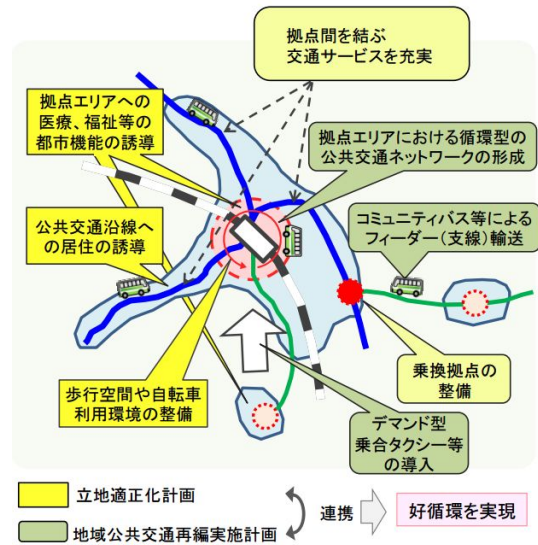
良好な住宅地
(白帆台ニュータウン<内灘町>)

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

●中心市街地などの拠点性の向上

にぎわいある集約型のまちづくりを実現するために、原則として、住居系市街地の拡大を抑制し、まちなかなどの拠点性の高い地域へ人口・産業の集約を進める。また、地域振興・活性化のため地域コミュニティの維持・再生を図る。

駅やインターチェンジ周辺などの交通利便性が高い地域や、商業・業務施設などの都市機能が集積している地域では、空き家・空き地や公的不動産などを有効活用し、医療・福祉・教育・商業などの多様な都市機能のさらなる集積や公園・広場などの公共空地の確保による交流の場づくりなどにより、質の高い拠点的市街地の形成を推進する。



「コンパクト+ネットワーク」のイメージ
(出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）)

●地域特性に応じた適正な密度の市街地の整備

既成市街地では、未利用地の宅地化を推進して、職住近接型の住宅地開発や高度情報化に対応した都市型産業の立地などによる高度化を図る。

また、交通利便性や拠点性の高い地域において、小中学校や商店街、図書館、近隣公園などが近接した利便性の高い生活圏の形成を誘導し、拠点的市街地とこれら複数の生活圏が公共交通によるネットワークで結ばれた集約型都市構造の形成を推進する。

高度経済成長期に整備された住宅地においては、ライフスタイルや多様なニーズの変化にあわせた再整備により、地域特性に応じた比較的密度の高い土地利用の維持を図る。



市街地再開発事業
(金沢駅武蔵北地区<金沢市>)

③ 市街地における住宅整備の方針

● 中心市街地におけるまちなか居住の推進

都市の中心部においては、郊外への人口流出による空洞化や居住者の高齢化が進み、中心市街地の活力の低下や都市全体の魅力の低下がみられる。このため、公共施設をはじめとした各種施設や道路・上下水道などのインフラ整備が充実している中心市街地の利便性を活かし、民間活力の誘導による低未利用地の活用や老朽ビルの再生、高齢者や三世帯同居・近居の住宅整備などを支援する制度の充実、空き家バンクなどの活用による町家や中古住宅ストックの流通促進などにより、まちなか居住を推進する。



空き町家の活用
(大聖寺地区<加賀市>)

● 人口減少の進む地方部における地域振興と連動した住宅供給

過疎化の進む地方部においては、人口の減少により地域の活力の低下や地域文化の継承の危惧などの問題が起きている。このため、人口流出に歯止めをかけるべく、県外からのU・Iターンの促進を図るとともに、良好な自然環境を求めて移住を希望する人のため、移住・定住の受け皿となる公的賃貸住宅の供給及び適切な維持管理や、空き家の積極的な活用を行う。



定住の受け皿となる住宅地の整備
(大町川島地区<穴水町>)

● 良好な街並み形成と環境にやさしい住宅の整備

地方都市の特色ある街並み景観の維持保全や継承のため、地域の伝統文化を取り入れた住宅整備を図る。

環境負荷を低減するため、未利用・再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー対策による低炭素住宅、高耐久の長期優良住宅の普及、ならびに既存ストックの活用などを図る。



いしかわエコハウス
(出典：いしかわの土木 2016)

④ 市街地における居住環境の改善に関する方針

●地域特性に応じた用途の誘導

教育、研究、文化活動のための環境を保持する地域や、工業系地域での産業利便を増進する地区では、目指すべき魅力ある市街地を形成するために、特別用途地区などを併用した規制強化により、それぞれの地域特性に応じた用途の誘導を図る。

地域に根ざした産業が分散している住宅市街地では、地域の活力維持と居住環境の保全に留意して、特別用途地区などを併用した規制緩和により、地場産業や店舗併用住宅が共存するなど用途の複合化を許容する。

商業や工業施設の移転跡地などの一団の未利用地がある地域では、周辺の土地利用現況や新たな需要、都市全体の将来土地利用計画を見越して、施設立地の誘導又は用途転換を行う。



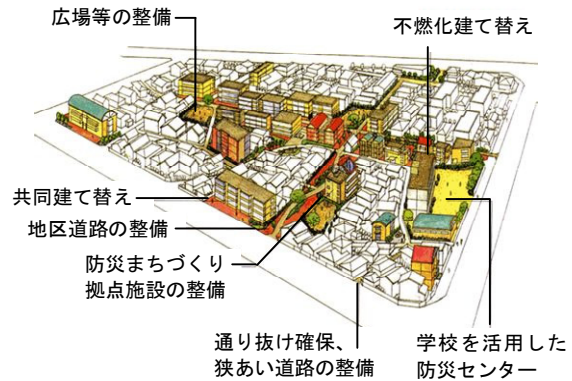
教育・研究の利便を図る地域
(いしかわサイエンスパーク<能美市>)



まちなかの大規模工業跡地の活用
(サイエンスヒルズこまつ<小松市>)

●木造密集市街地などにおける居住環境の改善

木造密集市街地や旧耐震基準で建築された住宅が多数存在する地区においては、各々の目指す市街地像に応じて、市街地の改造又は建築更新の誘導などによる建物の耐震化や不燃化を推進する。さらに、無電柱化などによる歩行空間の確保や小公園・オープンスペースの整備により、居住環境の向上と災害に強いまちづくりを推進する。



密集市街地における居住環境の改善イメージ

●良好な居住環境の維持・創出

まちなかの空洞化による空き地・空き家の増加への対策を強化するほか、良好な居住環境を維持すべき低層住宅地などにおいては、地区計画などを活用してマンション立地の抑制などを図り、良好な居住環境の維持・創出を行う。



良好な居住環境の維持・創出
(相木町<白山市>)

●市街地内の緑地・農地や風致の維持

風致地区や緑地保全地区の指定などにより、市街地内の緑地・農地を積極的に保全するとともに、都市の風致の維持が必要な地域における建築などの制限を行う。

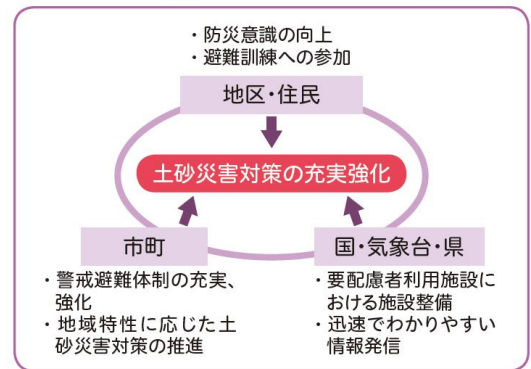


市街地内の緑地や風致の維持
(金沢市中央風致地区)

●自然災害リスクを踏まえた安全な都市構造への転換

地震・津波や風水害・雪害及び土砂災害等の自然災害のさらなる災害リスクの低減に向け、危険度評価マップの活用等による災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフト対策が一体となった災害に強くしなやかな都市づくりを推進する。

◆土砂災害対策アクションプログラム



土砂対策アクションプログラム

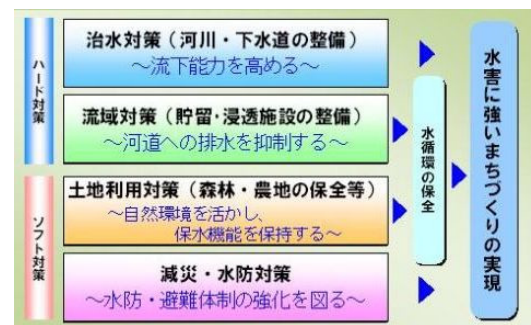
要配慮者利用施設が立地する箇所や過去に土砂災害があった箇所について、優先的に整備を進めるとともに、わかりやすい情報発信や警戒避難体制の強化などに努める。

⑤ 市街化調整区域及び用途地域の定められていない地域の土地利用の方針

●良好な自然などの保全と災害の危険性の高い地域における市街化の抑制

自然豊かな丘陵山間地や樹林地、砂丘地及び優良農地の田園地帯においては、計画的な開発以外は原則として開発を抑制し、良好な自然環境を保全する。

河川からの溢水、内水湛水、がけ崩れその他の災害の危険性の高い地域では、市街化を抑制するとともに、がけ地近接など危険住宅移転事業やハザードマップによる周知などのソフト対策を促進する。



ハード・ソフトによる総合治水対策
(金沢市総合治水対策<金沢市>)

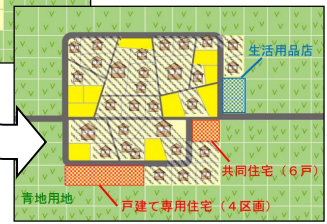
●既存集落の活力の維持

既存集落の一部では、人口流出や開発許可による厳しい立地規制などにより地域社会のコミュニティを維持することが困難になりつつある。このため、集落のまちづくりの方針に基づく計画的な整備を許容する制度などを用い、空き家の有効活用による居住や生活に必要な都市機能などを確保・維持するとともに、バスや乗合タクシーなどの公共交通により市街地とのアクセスを確保し、集落の維持・活性化を図る。

[現況]



[計画]



※「白山市開発許可などの基準に関する条例」に基づき集落単位の協議会が作成した計画で市長に認められたものに限る

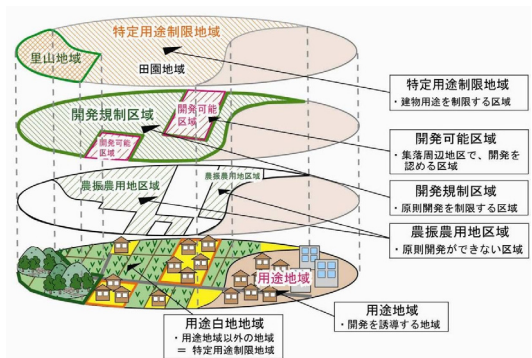
既存集落の活力維持に向けた取り組みイメージ
(白山市開発許可などの基準に関する条例に基づくまちづくり開発制度の概要<白山市>)

●無秩序な開発の防止

市街化調整区域や用途地域の定められていない地域において、建築物の用途・形態が無秩序となる恐れのある地域では、良好な居住環境の維持や地域の特性にあった土地利用を図るため、地区計画制度などを活用し、無秩序な開発を抑制する。

なお、区域区分の定められていない都市計画区域における用途地域の定められていない地域においては、住環境に好ましくない施設整備や無秩序な開発が行われている場合がある。このため、良好な居住環境の維持や地域の特性にあった土地利用を図るため、市町は一定の用途を排除する特定用途制限地域などの地域指定制度を積極的に活用し、無秩序な開発を抑制する。

また、都市計画区域外において、用途の混在や無秩序な開発がみられる地域では、地域の实情に応じて、都市計画区域の指定・拡大や準都市計画区域の指定などを検討する。



集落を含む計画的な土地利用のイメージ
(能美市土地利用ガイドライン<能美市>)

2) 都市施設の方針

(1) 基本的な考え方

① 交通施設の方針

地球環境に配慮しながら、快適で安全な交通環境を構築するため、都市間における人・ものの交流を支援する代替性・多重性のある交通基盤づくりを推進するとともに、適切な維持管理・更新を行う。

小松空港・のと里山空港及び金沢港・七尾港などの空港・港湾や北陸新幹線などの鉄道、「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想に基づく幹線道路の整備に取り組み、人とももの交流の拡大、県民生活の安全・安心の確保を図る。

交通需要マネジメント施策(TDM)による都市交通の円滑化やモビリティ・マネジメントによる自発的な意識や行動の転換を図り、自動車だけでなく、公共交通及び自転車・歩行者も利用しやすい交通環境の整備を進める。

子供から高齢者まで誰もが円滑に移動が可能となるといったユニバーサルデザインの考え方やバリアフリー化に配慮し、歩道、交通広場、駅などの交通環境の改善を図る。

② 下水道及び河川の方針

良好な水環境を保全・創出するため、県土の根幹をなす河川や流域において、都市化の著しい河川を中心とした治水対策・都市内水害対策の推進をはじめ、水に係わる主要な事業である河川事業と下水道事業との連携及び効果的・効率的な整備などにより、水質の改善や親水性の向上を図る。

③ その他の都市施設の方針

循環を基調とした持続可能な社会を推進するために、自然環境に配慮しながら一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設を適正に配置する。

官公庁施設や社会福祉施設などの公共公益施設を、誰もが快適に利用できるように、公共交通機関などの利便性の高いまちなかや地域の拠点に配置する。

(2) 都市施設の主要な方針

① 交通施設の方針

●利便性が高く代替性・多重性のある幹線交通網の形成

全国や世界に繋がる玄関口となる小松空港・のと里山空港や金沢港・七尾港などの空港・港湾をはじめ、首都圏・近畿圏との交流連携軸を形成する北陸新幹線などの鉄道の整備を促進する。

「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想に基づき、これまで2本のはしご状に構築してきた幹線道路ネットワークを活かして、縦軸となる南北幹線を4車線化などにより骨太化するとともに、横軸となる東西幹線に新たな路線を追加して更なる多重化を図り、県土を隈無く網羅する幹線道路網を形成して、時間距離の短縮による県土の更なる一体化や、陸・海・空の交流拠点との連携強化、緊急時の道路ネットワーク確保などに取り組む。

また、地域の拠点施設や幹線道路へのアクセス道路、地域間連絡道路を整備し、都市部や周辺地域との連携を強化するとともに、バスなどの公共交通にも配慮した道路網の充実を図る。

■ 主要な交通施設の方針図 ■



「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想

●都市内交通の円滑化

都市内においては、道路利用者の利便性と安全性を確保するために、自動車や自転車・歩行者などを支援する高度道路交通システムの整備や、環状道路など幹線道路網の整備と渋滞の原因となるボトルネック（狭隘な橋、開かずの踏切、信号の長い交差点）の解消、交通需要マネジメント施策による自動車交通の抑制・円滑化、ならびに公共交通の利用促進を図る。

サービス水準向上による利用促進

- 重要バス路線の高速性・定時性を高めることにより、サービス水準の向上を目指します。



バスレーンの整備

地域のニーズに対応した交通機能の整備

- コミュニティバスなど地域の生活を支える多様な交通手段の確保に努めます。



コミュニティバス

パーク＆ライド機能の強化

- パーク＆ライド駐車場を拡充し、「自動車＋公共交通」による乗り換え移動の普及・活用を図ります。
- 駅やバス停付近の駐輪場を整備し、自転車を活用した公共交通の利用促進を図ります。



公共交通重要路線
 ●●●●● バス(拡充提案を含む)
 ■■■■■ 鉄道

- 中心部の歩行者、自転車、公共交通優先
- P&R機能強化エリア
- 地域のニーズに対応したコミュニティバス等の運行、フィーダー機能強化
- 都心軸
- 市街地



総合的な交通体系イメージ（第4回金沢都市圏パーソントリップ調査）

●人と環境に優しい交通機関の充実と利用促進

地域の日常生活を支えるバスや乗合タクシーなどの地域公共交通を充実するとともに、空港や鉄道駅、港などの交通拠点から観光目的地への二次交通の強化を図る。

鉄道やバスなどの公共交通機関の利用を促進し、また環境負荷の無い自転車利用を促進することにより、高齢社会への対応及び環境負荷の軽減を図る。

各交通機関の連携強化や乗継環境の向上を図るために、駅などの交通結節点では、バリアフリー化に配慮した上で、交通広場や自由通路の整備を行うとともに、パーク・アンド・ライド用の公共駐車場、駐輪場の整備や、商業施設などの駐車場の有効利用を推進する。



交通結節点の充実強化
(JR松任駅自由通路・橋上駅舎<白山市>)

●歩行者や自転車を主体とした道路・歩行空間の整備

人々の往来が多いまちなかや利用者の多い主要な駅周辺などにおいては、高齢者などの歩行者や自転車利用者に安全で快適な環境を形成するため、人にやさしいバリアフリーな空間づくりや分かりやすい案内サインの充実、自転車通行空間などの自転車利用環境の向上など、歩行者や自転車が優先される道路環境の形成を図る。

地域固有の文化、商業、観光資源を活かしながら、無電柱化や沿道の街並みと一体となった道路空間整備により、歩行者・自転車の回遊性の向上を図るとともに、道路空間を利用したにぎわい・交流の場づくりを促進し、中心市街地や沿道商店街のにぎわいを創出する。



街路整備に合わせた街並みの一体的整備
(片山津中央線<加賀市>)



自転車通行空間の整備
(一般県道東金沢停車場線<金沢市>)



路面標示による観光施設案内
(金沢市中心部<金沢市>)

●防災・減災対策による都市防災力の向上

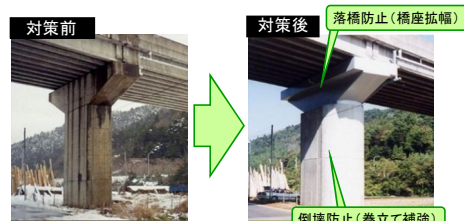
震災時に救助活動や支援物資の輸送などを担う緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震補強及び無電柱化などといったハード対策を進めるほか、各種ハザードマップを利用した避難訓練の実施などのソフト対策を併せて行い、総合的な都市防災力の向上を図る。

主要な幹線道路やバス路線等においては、雪国における生活の安定を確保しつつ、地域の活性化や定住を促す冬期間道路対策として、堆雪幅の確保や消雪装置の設置とともに、国・県・市が連携した除雪体制の整備による適切な除雪作業の実施により、冬期の交通確保を図る。また、生活道路等においては、多様なメディアを通じた周知・協力要請とともに、必要な支援を行い、町会や学生等による自主的な除雪、消雪を促進する。

歩行者の多い道路や駅前広場においては、無散水消雪やシェルターなどの整備を進め、冬期における歩行環境の向上を図る。

●老朽化する社会資本ストックの長寿命化

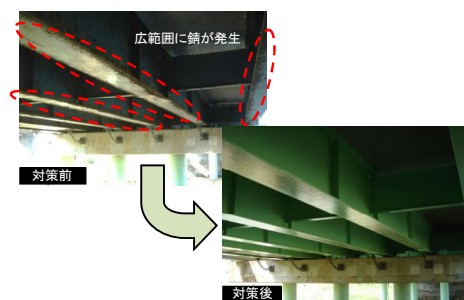
高度成長期に集中的に建設され、高齢化が進む橋梁やトンネルなどの道路施設をはじめとする社会資本ストックにおいては、次世代に健全な状態で継承していくため、各施設管理者が連携して、点検、診断、補修・更新、記録などのメンテナンスサイクルを構築するとともに、社会資本ストックの長寿命化修繕計画に基づく計画的な補修・更新に取り組む。



緊急輸送道路の橋梁耐震補強



歩行者に優しい無散水消雪の歩道
(広坂通り<金沢市>)



橋梁の対策事例（再塗装）

② 下水道及び河川の方針

●下水道の整備推進

下水道整備においては、健全な水環境の構築、生態系の保全、循環を基調とした環境負荷の軽減とともに、耐震化や長寿命化対策による適切な維持管理・更新に努める。

流域下水道をはじめ、公共下水道、集落排水施設などの汚水処理施設については、社会情勢の変化や投資効果、住民ニーズなどを総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適切な整備を推進する。

また、都市部の雨水対策については、浸水被害の防止を図るため、雨水管渠などの整備を推進する。

循環型社会の形成のため、再生可能エネルギーの有効活用を図るとともに、汚泥は肥料や建設資材などの再資源化に努め、処理水については、融雪用水などとして再利用を図る。



メタン活用いしかわモデル

(再生可能エネルギーの有効活用、地域循環型の汚泥処理)

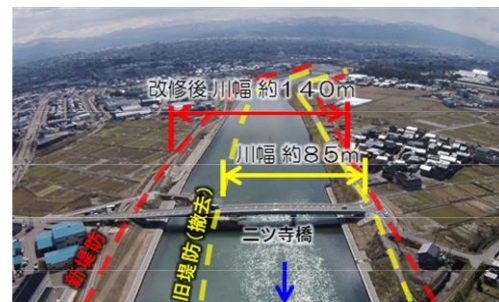


汚泥処理で発生したメタンガスで発電
(犀川左岸浄化センター<金沢市>)

●河川の整備推進

手取川、犀川など主要な河川において、県土ならびに県民の生命及び財産を守り安全性を確保するため、景観や自然環境に配慮しながら、河川改修などの氾濫防止対策の推進、流域における保水・貯留浸透機能の確保による河川への雨水流入の軽減、内水排除ポンプとの運転調整のほか、非常時の情報伝達や避難体制の整備・充実など、総合的な治水対策を推進する。

都市内の河川・用水の整備においては、都市にうるおいと安らぎを与える空間の創出、水辺の動植物が生息・生育できる環境の保全・再生を図るとともに、河川敷地空間を利用したにぎわい・交流の場づくりを促進し、住民が身近に親しめる憩いの場としての水辺空間を創出する。



県内の河川改修事業
(上：動橋川 下：犀川)

③ その他の都市施設の方針

●廃棄物処理施設の整備推進

循環を基調とした持続可能な社会の構築に向け、廃棄物処理施設の適切な整備を推進し、天然資源の消費と廃棄物などの排出抑制、ならびに循環資源の再使用、再生利用・熱回収などを通じた最終処分量の削減を推進する。



廃棄物処理施設
(松任石川環境クリーンセンター<白山市>)

●まちづくりと連携した公共公益施設の整備

官公庁施設や社会福祉施設などの公共公益施設においては、誰もが快適に利用できるようにまちなかや地域の拠点といった公共交通の利便性の高い場所に配置することを基本とし、まちの将来像や将来人口を踏まえた広域的な見地からの適正な配置や再編を計画的に進める。また、公有地の活用や公共施設との機能の複合化による民間機能の誘導をはじめ、バリアフリー化や耐震性の強化、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入に加え、県産材などの木材の利用促進により、環境負荷の少ない効率的な施設づくりに努める。



子育て世帯に配慮した施設整備
(野々市市営つばきの郷住宅<野々市市>)

人々の往来が多いまちなかにおいては、交差点の近辺や観光ルート脇などに、地域の歴史文化に配慮しながら、高齢者や観光客などが気軽に集い、休憩できる広場を整備する。

●情報化社会に対応した基盤整備の推進

災害時の正確・迅速な情報の収集・伝達・共有化を図るため、総合防災情報システムや河川総合情報システムなどを適切に管理・運営するとともに、交通情報や公共交通の運行情報などの収集・提供や公共車両・緊急車両を優先するなど、高度道路交通システム（ITS）の効果的運用を推進する。



石川県河川総合情報システム

3) 市街地開発事業などの方針

(1) 基本的な考え方

広域的な都市圏の核となる都市では、まちなかへの人口・産業の回帰による活性化を図るために、機能的かつ効率的な市街地整備やまちなか定住の促進に努めるとともに、建築物の耐震化や不燃化推進などによる防災性の向上に努め、災害に強いまちづくりを推進する。

人口減少社会に対応した集約型まちづくりの観点から無秩序な市街地の拡大を抑制しつつ、各都市の特性に応じて、民間の資金、技術、経験などを活用し中心市街地などの低未利用地への都市機能の誘導や都市の再開発による都市機能の再整備、既存インフラの再編を図るとともに、住民が安心して社会生活を営むことができるよう、まちなか居住基盤の再構築を図る。

また、活力ある産業拠点のまちづくりを推進するために、都市の産業を支える工業・研究及び流通などの産業拠点においては、良好な営農・自然環境との調和を図りながら拠点の強化・充実に努める。

(2) 市街地開発事業などの主要な方針

●都市基盤や建物の再編などによるまちなかの更新

駅周辺をはじめ、商業・業務施設が集中している中心市街地や温泉街においては、多様化するニーズに対応した建物の再編やにぎわい空間の再生に向け、リノベーションや共同建替え、市街地再開発事業などにより、福祉・文化などの公益施設や公共住宅などの立地による誰もが安心して生活し、社会参加できる環境整備を進めるとともに、商業・観光施設と一体となった沿道空間の整備などを促進し、地域の価値を高めまちの活性化を図る。

木造老朽家屋が密集して防災上危険な地域や避難道路などの周辺については、細分化された土地利用の統合、建物の耐震化や不燃化などによる市街地の防災性向上、道路・広場・公園などの公共施設の整備などを総合的に行い、大規模火災などの災害に強く安全で快適な都市環境を創出する。

また、地域の歴史・文化的財産の保全・復元や回遊ルートの創出、市街地整備による新たな街並みの創出により、魅力ある都市環境を創出する。



市街地再開発事業によるまちなかの更新
(片町A地区市街地再開発事業<金沢市>)

●低・未利用地の活用や再整備による居住環境の充実

まちなかにおける一団の空き家・空き地などの低・未利用地の活用、老朽化したビルの再生を行うことにより、地域特性に応じたまちなか居住を推進するとともに、都市機能の複合化・集約化を図り、集約型のまちづくりを目指す。

ライフスタイルや社会情勢の変化などにより再整備が必要な駅周辺などの既成市街地では、地域の実情に応じた市街地整備手法を用いて、安全・安心で快適な活力ある市街地への再生・再構築を促進し、快適な都市活動と良好な居住環境の形成を図る。



旧石川県庁舎本館の保全再生
(しいのき迎賓館<金沢市>)

●重要港湾の物流・交流拠点としての整備・充実

金沢港及び七尾港において国際物流ターミナルの整備を促進し、国際競争力の向上や流通拠点基地としての充実を図るとともに、金沢港や七尾港周辺の工業用地への港湾活用型企業の誘致を推進し、物流拠点及び交流拠点としての機能の充実を目指す。

また、クルーズ船の受け入れに向けた港湾整備や観光地とのアクセス向上のほか、受け入れ体制の充実や戦略的な誘致活動などを進める。



クルーズ船の受け入れに向けた港湾整備
(金沢港<金沢市>)

●新たな拠点創出による産業の支援

空港、港湾やインターチェンジ周辺、広域幹線道路の沿道などにおいて、適正な土地利用による産業基盤の配置を行うことにより利便性の増進を図るとともに、流通や情報などの関連施設などと一体的な工業団地を、土地区画整理事業などにより計画的に整備する。



計画的な産業拠点の創出
(金沢外環状道路海側幹線・白山IC)

4) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本的な考え方

自然と共生したうるおいのあるまちづくりを推進するため、白山ろくや能登の里山里海、豊かな水をたたえる河川などの自然環境を保全・活用する。

広域的な見地に基づいた隣接都市間の連携による自然環境保全施策の充実と、都市内の公園・広場や緑化による地球や人にやさしい都市環境づくりを推進するため、県民の様々な活動やにぎわい・交流の場、災害時の避難地となる公園緑地の整備・充実、幹線道路や遊歩道などを活用した緑のネットワーク化を図る。

(2) 自然的環境の整備又は保全の主要な方針

① 環境保全に関する緑地の配置方針

●丘陵山間地や河川・海岸における連続した緑地・水辺の保全

丘陵山間地の広大な樹林地や里山里海をはじめ、海岸や河川などの自然公園などの水辺は、県土の骨格を構成する重要な要素であり、また水源のかん養、多様な動植物の生息・生育地、ひいては地球温暖化の防止など様々な機能を果たしており、これらの連続性に留意した保全・再生・創出に努める。

田園地域の潟や沼、農業用水などの水辺では、自然環境を保全するとともに、多自然川づくりを基本とし自然にやさしい整備を図る。



木場潟の自然を保全する緑地
(白山と木場潟<小松市>)

●市街地内緑地の保全と優良農地の保全

市街地内及び里山などの周辺の緑は、身近な動植物の生息・生育地として、風致地区や緑地保全地区などの指定により樹林地などの保全を図る。

ヒートアイランド対策として、建築物の屋上や壁面及び敷地内の緑化、市街地内緑地の整備を推進する。

市街地内及び周辺における緑地や農地などは、多様な機能を有しており、身近な農業体験やレクリエーション・交流の場、災害時の防災空間としての活用及び保全を図る。



市街地内の貴重な斜面緑地
(浅野川風致地区<金沢市>)

② レクリエーションに関する緑地の配置方針

●都市公園の整備とネットワークの形成

県民の運動や休養などの場となる運動公園・総合公園や広域公園は、緑の拠点として位置付け、整備の推進と緑のネットワーク化を図るとともに、これら都市公園と市街地や郊外の自然環境とを繋ぐ、幹線道路（街路樹）、河川、遊歩道、サイクリングロードなどの整備・充実を図る。



総合公園の整備
(奥卯辰山健民公園<金沢市>)

●樹林地のレクリエーションの場としての活用

海岸線や丘陵山間地の自然公園など、本県を代表する特徴的な自然環境を保全するとともに、自然環境を活かした魅力的なレクリエーションの場となる自然休養林としての活用を促進する。



自然学習などが行える森林
(石川県森林公園<津幡町>)

●歴史的文化遺産を継承する公園緑地の整備・充実

歴史・文化・伝統を継承する「象徴」として、国指定史跡を中心とした金沢城公園や能登歴史公園などの公園緑地の整備・充実を図るとともに、県下の交流人口の拡大と地域の活性化・魅力向上を図る。



歴史的文化遺産を継承する公園
(金沢城公園(菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓)<金沢市>)

③ 防災に関する緑地の配置方針

●自然災害を軽減・防止する緑地の保全

波浪や津波などの自然災害を防止する海岸線の保安林や、土砂崩れなどの地盤災害を軽減・防止する丘陵山間地の樹林地は、県土ならびに県民の生命及び財産を守る重要な緑地として保全する。



自然災害を軽減する保安林
(のと里山海道沿道)

●避難地・避難路や連続した緩衝緑地の整備

市街地においては、広域防災拠点・基地としての公園緑地とそれを結ぶ避難路としてのネットワークの整備を推進するとともに、延焼や騒音への対策として、街路樹などの連続した緩衝緑地の整備を図る。



幹線道路の騒音を軽減する緩衝緑地
(西部緑道<金沢市>)

④ 景観構成に関する緑地の配置方針

●自然公園などの景勝地や田園風景の保全

自然公園や県内各所に点在する歴史・名勝などの優れた景勝地、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」をはじめ、海岸や河川・湖沼の水辺景観及び丘陵山間部の樹林地、邑知低地や手取川の扇状地などにある良好な田園風景の保全を図る。



棚田など良好な田園風景の保全
(白米千枚田<輪島市>)

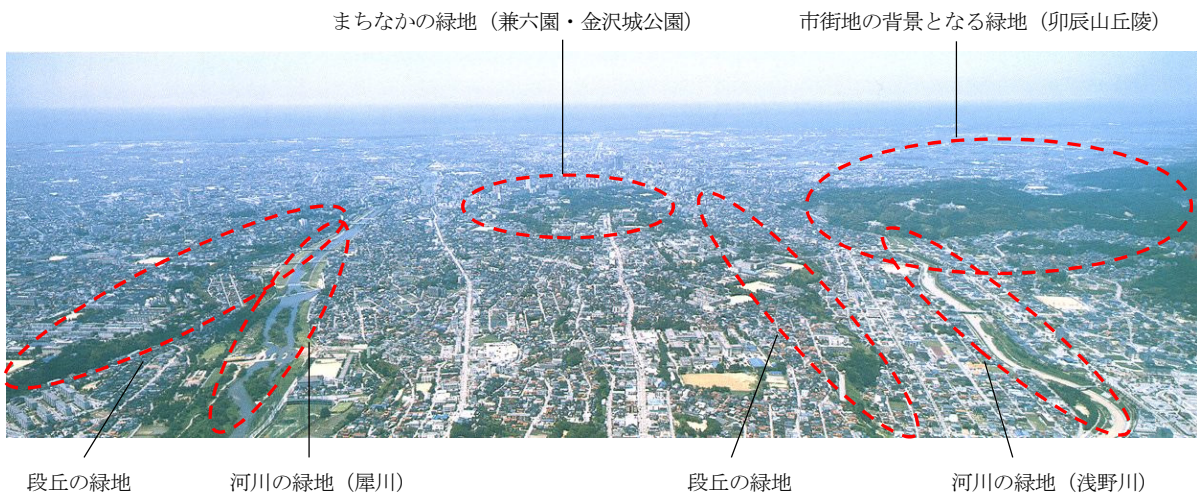
良好な田園・丘陵山間地を通過する幹線道路においては、沿道景観の保全を図る。

●市街地内やその背景となる緑地の充実・保全

市街地のシンボルとなるような公園緑地や幹線道路の街路樹などの充実により、うるおいある街並みの形成を図る。

都市の景観を構成する市街地内の河川や段丘、市街地の背景となる丘陵地などの緑地は、重要な景観要素として保全を図る。

旧街道筋などの歴史的建造物が残る地域では、伝統的な建築様式を活かした落ち着いたの街並みの保全を図るとともに、地域に応じた緑化を推進する。



都市に潤いを与える緑地<金沢市>

5) 景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

霊峰白山や能登・加賀の長く変化に富んだ海岸などの自然景観、さらに歴史的・文化的な街のたたずまいや田園風景など、県土全域に数多くある多彩で良好な景観を守り育て、より魅力的な資源として後世に伝えるとともに、これらの景観資源を活用して交流人口の拡大や地域の活性化を図る。

特に良好な景観形成を図るべき地域については、「景観形成重要エリア」などに設定し、建築物や屋外広告物などについて、地域特性に応じたきめ細やかで適切な規制誘導などを行う。

(2) 景観形成の主要な方針

●多様な自然景観の保全と創出

ふるさとの美しい自然や優れた眺望は、それ自体が本県を代表する景観であるだけでなく、様々な景観の構成要素としても不可欠であることから、現在ある良好な自然景観を保全するとともに、新たな景観の創出に努める。



眺望景観の保全
(柴山潟から望む白山<加賀市>)

●歴史的・文化的な街並み景観や田園景観の保全と創出

人が長い年月をかけて生活の営みの中で創り上げてきた街並みや里山・田園は、地域を特徴づける重要な景観であることから、無電柱化などにより歴史的・文化的な景観を保全するとともに、荒廃しつつある景観の修景・再生に努める。



伝統的な街並みの保全
(主計町<金沢市>)

●日常生活空間における快適な景観づくり

県民がやすらぎやうるおいのある生活を送るためには、日常の生活空間における景観が重要であることから、住宅地などの景観の保全・創出に努める。



住宅地の快適な景観づくり
(末松ガーデンアイル<野々市市>)

●未来に向けた新たな都市景観の創出

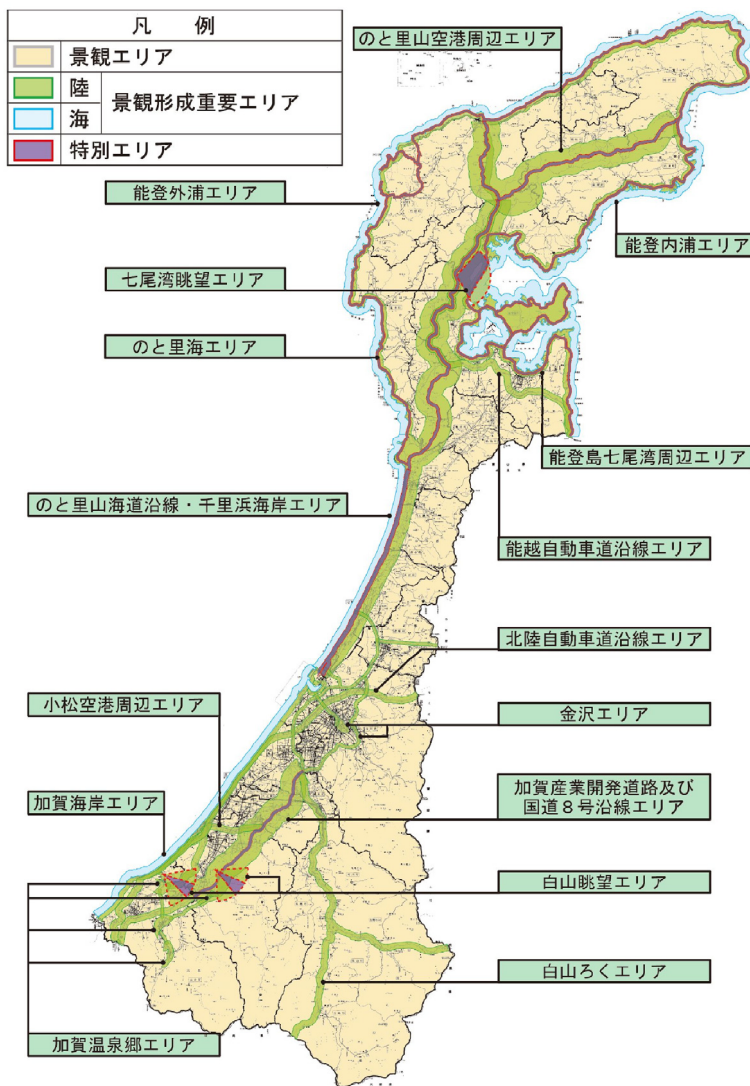
県民が愛着と誇りを持てる魅力的な都市・市街地の景観形成が重要であることから、近代的な都市景観の創出や新たな伝統文化の創造に向けた個性的で統一感のある都市景観の創出に努める。



新たな都市景観の創出
(金沢駅東広場(もてなしドーム) <金沢市>)

●広域的・連続的・拠点的な景観の保全・創出

広域幹線道路や交通・観光の拠点における景観は、県民のみならず来訪者にとっても目にする機会が多く、本県を印象づけるものであることから、自然景観や文化的な景観、あるいは都市・集落景観などを総合的にとらえ、それらの連続性の確保やより良好な景観の保全・創出に努める。



いしかわ景観総合計画

6) 地域主体のまちづくりの方針

(1) 基本的な考え方

安全・安心で良好な環境の保全や創出を図るために、住民や事業者、NPO、行政などの多様な主体による自主的・自立的なまちづくり活動を促すとともに、積極的な情報公開や相談体制の充実など、まちづくり活動を支える多面的な支援や活動しやすい環境づくりにより、相互の役割分担の認識を深め、魅力的なまちづくりを推進する。

県民のニーズにあったまちづくりを効率的に推進するために、民間の資金、技術、経験などの活用（PPP/PFI）や、エリアマネジメント活動の促進など、官民協働による効率的な公共サービスの向上などを図る。

(2) 地域主体のまちづくりの主要な方針

●地域主体の自主的・自立的なまちづくりの推進

県民相互が連帯して支え合い、住民や事業者、NPO、行政などの多様な主体が、自主的・自立的に担い手となってまちづくりが行えるよう、行政は積極的に情報を提供するとともに、技術的・財政的なサポートに努める。

県民は、花植えや清掃などの道路美化活動（アドプト制度）や除雪など、身近なまちづくり活動への参画、コミュニティの醸成に努める。

また、地震・津波、風水害・雪害、土砂災害及び大規模火災等などの災害時においても行政と住民が自助・共助・公助の役割分担のもと、相互に密接な連携をとり協働体制を整えることにより、災害に強いまちづくりに努める。

県や市町においては、都市計画決定における手続きや情報提供を充実させ、住民が主体となった地区計画などの策定に向けた環境づくりに努めるとともに、土地所有者やNPOなどの発意による都市計画に関する提案制度に対して、適切に対応する。



官民協働による環境美化活動
(いしかわ我がまちアドプト制度<金沢市、羽咋市>)

●地域主体のまちづくりを進める体制や仕組みの充実

住民や企業・NPOなどが、主体的・積極的にまちづくりに取り組むことができるよう、地域の特徴に応じた計画策定や各種支援制度の創設のほか、公共空間の利活用の促進などを図る。

県民からのまちづくりの発意や取り組みに応え、また市町が進める都市計画づくりに対し、「公益財団法人いしかわまちづくり技術センター」が中心となり、相談体制の充実や行政と住民の橋渡しを行うとともに、住民やNPOなどのまちづくりの担い手間の情報交換や交流を支援し、ネットワークの拡大を図る。

また、県民のまちづくりに対する意識啓発を図るためまちづくり活動の情報発信を行うとともに、将来のまちづくりを担う子供たちに対し、まちづくり学習やワークショップなどを通じて、まちづくりへの関心を高めるなど、人材育成を推進する。



まちづくり学習
(わくらっこ応援団によるもてなし
ベンチづくり<七尾市>)

●民間との連携、民間活力の導入

国、県、市町の連携に加え、NPOやまちづくり協議会などの民間のまちづくり活動との連携を進め、地域の創意と工夫を活かし、住民と行政とのパートナーシップに基づいた実効性のあるまちづくりを推進する。

民間と県や市町が協力し合うことにより、大きな効果が見込まれる事業については、PPP/PFI方式の導入検討など、民間との連携強化を図る。

また、地域における良好な環境や価値を維持・向上させるため、住民・事業主・地権者などが協働した持続的なエリアマネジメント活動を促進する。



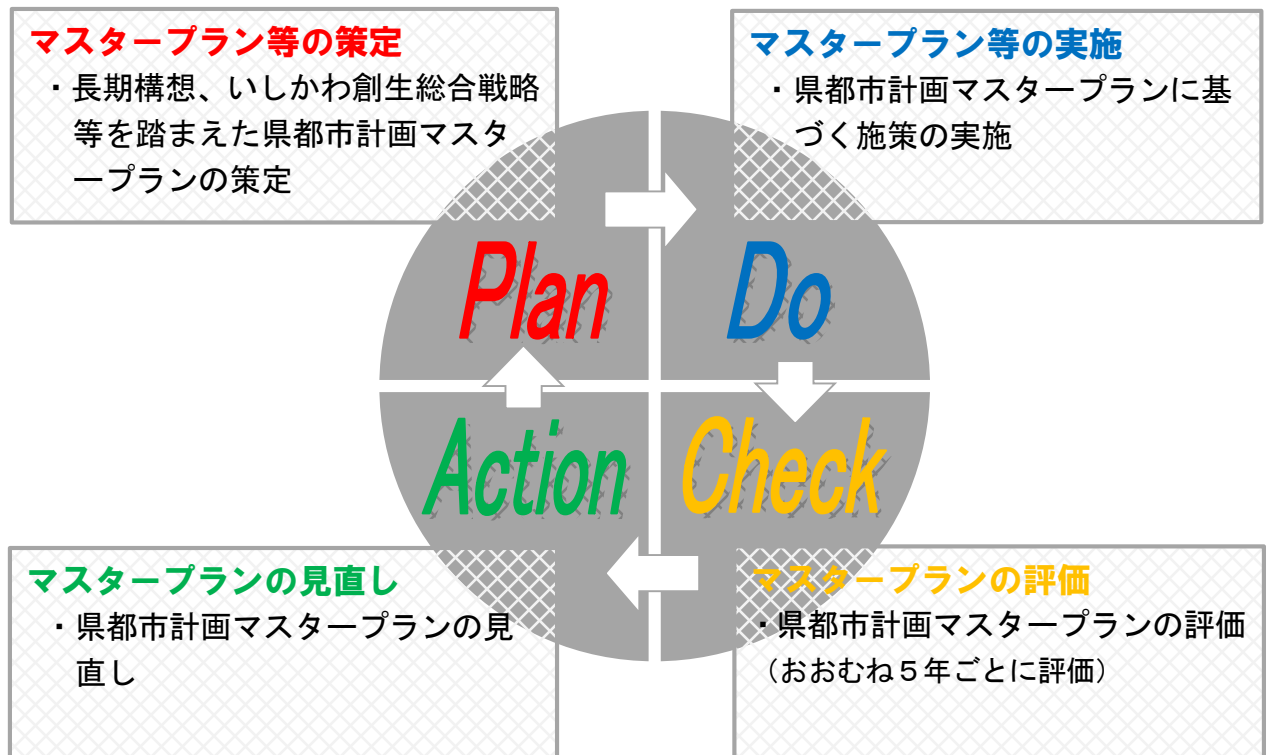
行政と市民との連携による街並み形成の創出
(山中温泉ゆげ街道<加賀市>)

5. 計画のマネジメント

本計画の推進に当たっては、進捗を定期的に評価し、社会経済情勢や上位関連計画との整合性も図りながら、適宜見直しを行う。評価に当たっては、おおむね5年ごとに評価を行い、定期的かつ効率的に取り組みの推進を図る。

〔 マネジメント・サイクルを重視し、客観的なデータやその分析・評価に基づく状況の変化や今後の見通しに照らして、都市計画総体としての適切さを不断に追求していくことが望ましい。
〔都市計画運用指針 III-2 5.マネジメント・サイクルを重視した都市計画〕 〕

■ 計画のマネジメントのイメージ ■



計画の体系

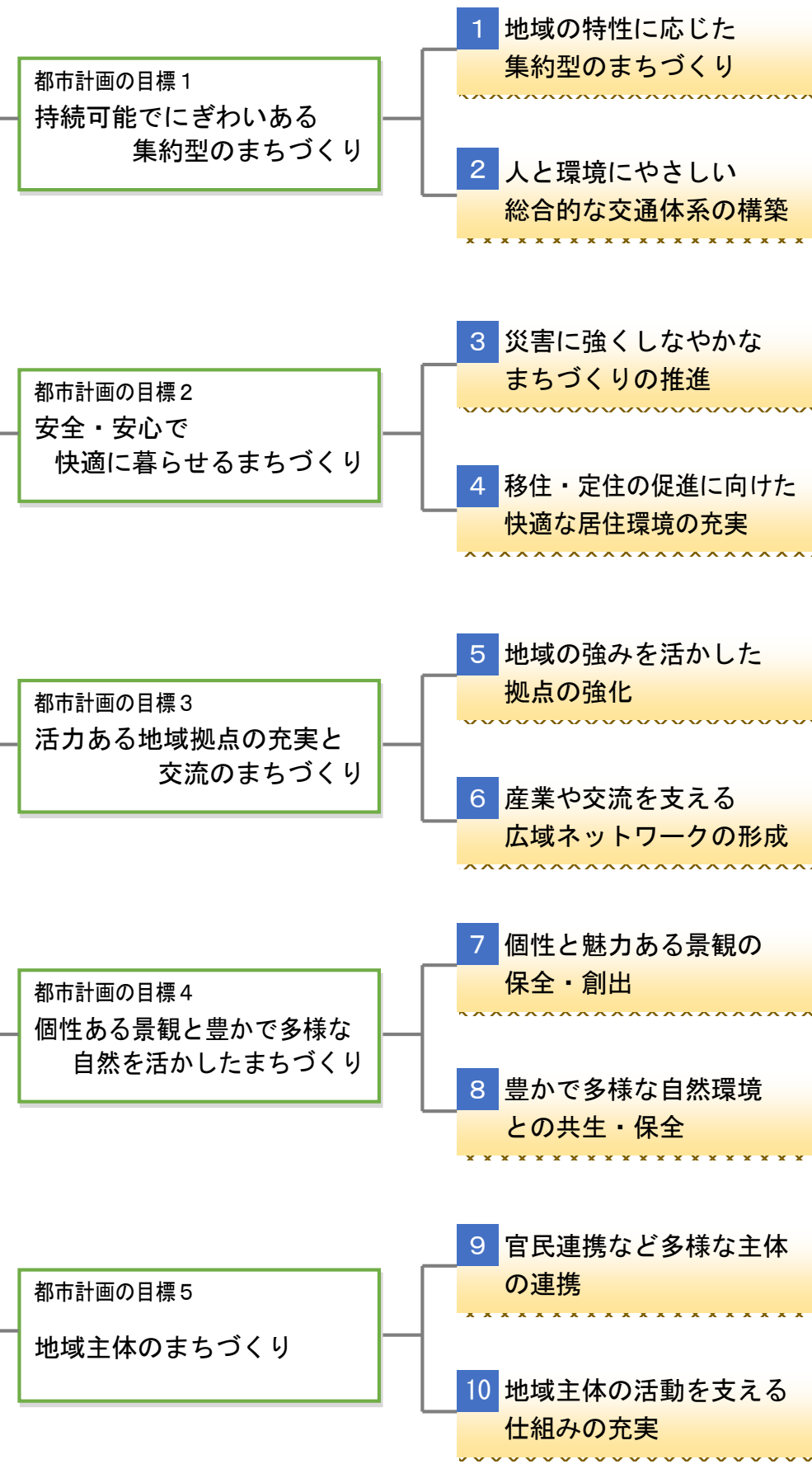
都市計画の理念

都市計画の目標

まちづくりの10の方策

主要な都市計画の方針

個性、交流、安心を実現する地域主体の持続可能なまちづくり



区分	主な方針	主な方針 (【 】内の番号は「まちづくりの10の方策」との対応を示す)
1) 土地利用	①主要用途の配置の方針	●商業・業務施設が多く立地する地域における商業地の配置【1】 ●工業・流通業務の集積する地域における工業地の配置【5】 ●良好な居住環境を形成する地域における住宅地の配置【4】【3】
	②市街地における建築物の密度の構成に関する方針	●中心市街地などの拠点性の向上【1】 ●地域特性に応じた適正な密度の市街地の整備【1】【4】
	③市街地における住宅整備の方針	●中心市街地におけるまちなか居住の推進【1】【4】 ●人口減少の進む地方部における地域振興と連動した住宅供給【4】 ●良好な街並み形成と環境にやさしい住宅の整備【4】【7】
	④市街地における居住環境の改善に関する方針	●地域特性に応じた用途の誘導【4】【5】 ●木造密集市街地などにおける居住環境の改善【3】【4】 ●良好な居住環境の維持・創出【1】【4】 ●市街地内の緑地・農地や風致の維持【8】 ●自然災害リスクを踏まえた安全な都市構造への転換【3】
	⑤市街化調整区域及び用途地域が定められていない地域の土地利用の方針	●良好な自然などの保全と災害の危険性の高い地域における市街化の抑制【3】【8】 ●既存集落の活力の維持【2】【4】 ●無秩序な開発の防止【1】【4】
2) 都市施設	①交通施設の方針	●利便性が高く代替性・多重性のある幹線交通網の形成【3】【6】 ●都市内交通の円滑化【2】 ●人と環境に優しい交通機関の充実と利用促進【2】 ●歩行者や自転車を主体とした道路・歩行空間の整備【2】 ●防災・減災対策による都市防災力の向上【3】 ●老朽化する社会資本ストックの長寿命化【3】
	②下水道及び河川の方針	●下水道の整備推進【3】【4】【8】 ●河川の整備推進【3】【8】
	③その他の都市施設の方針	●廃棄物処理施設の整備推進【8】 ●まちづくりと連携した公共施設整備の推進【1】【2】 ●情報化社会に対応した基盤整備の推進【3】
3) 市街地開発事業	①市街地開発事業などの主要な方針	●都市基盤や建物の再編などによるまちなかの更新【1】【3】 ●低・未利用地の活用や再整備による居住環境の充実【1】【4】 ●重要港湾の物流・交流拠点としての整備・充実【5】【6】 ●新たな拠点創出による産業の支援【5】
4) 自然的環境の整備又は保全	①環境保全に関する緑地の配置方針	●丘陵山間地や河川・海岸における連続した緑地・水辺の保全【8】 ●市街地内緑地の保全と優良農地の保全【8】
	②レクリエーションに関する緑地の配置方針	●都市公園の整備とネットワークの形成【8】 ●樹林地のレクリエーションの場としての活用【8】 ●歴史的・文化的遺産を継承する公園の整備・充実【7】【8】
	③防災に関する緑地の配置方針	●自然災害を軽減・防止する緑地の保全【3】【8】 ●避難地・避難路や連続した緩衝緑地の整備【3】
	④景観構成に関する緑地の配置方針	●自然公園などの景勝地や田園風景の保全【7】【8】 ●市街地内やその背景となる緑地の充実・保全【7】【8】
5) 景観形成	①景観形成の主要な方針	●多様な自然景観の保全と創出【7】【8】 ●歴史的・文化的な街並み景観や田園景観の保全と創出【7】【8】 ●日常生活空間における快適な景観づくり【4】【7】 ●未来に向けた新たな都市景観の創出【7】 ●広域的・連続的・拠点的な景観の保全・創出【7】
6) 地域主体まちづくり	①地域主体のまちづくりの主要な方針	●地域主体の自主的・自立的なまちづくりの推進【9】【10】 ●地域主体のまちづくりを進める体制や仕組みの充実【9】【10】 ●民間との連携、民間活力の導入【9】【10】

基本的な方針